

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

ミナト医科学株式会社(以下、当社)は、高い倫理性が求められる医療関連産業の一員として、医学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展、および医療機器の適正使用の普及に不可欠な医療機関等^{*1)}との関係の透明性を高め、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目指し、本指針に基づき、医療機関等への資金提供に関する情報を公開します。

1. 公開の時期および方法

各年度^{*2)}における医療機関等への資金提供に関する情報を、当該年度の決算確定後に当社のウェブサイト等を通じて公開します。

公開は、2014年度から実施します(2013年度分を公開)。

2. 公開の範囲および内容

当社が公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、次のとおりとします。

A 研究費開発費等

当社が医療機関等と共同して、または医療機関等に委託して行う研究・開発に関して医療機関等に支払う費用(GCP省令^{*3)}、GVP省令^{*4)}などの公的規制のもとで実施される臨床試験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用を含む)

- | | |
|----------------|-------|
| ・ 共同研究費 | 年間の総額 |
| ・ 委託研究費 | 年間の総額 |
| ・ 臨床試験費 | 年間の総額 |
| ・ 製造販売後臨床試験費 | 年間の総額 |
| ・ 不具合・感染症症例報告費 | 年間の総額 |
| ・ 製造販売後調査費 | 年間の総額 |

B 学術研究助成費

当社が医療機関等に提供する寄付金等

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ・ 奨学寄付金 ^{*5)} | 〇〇大学〇〇教室: 〇〇件〇〇円 |
| ・ 一般寄付金 ^{*6)} | 〇〇大学(〇〇財団): 〇〇件〇〇円 |
| ・ 学会寄付金 ^{*7)} | 第〇回〇〇学会 (〇〇地方会・〇〇研究会): 〇〇円 |
| ・ 学会共催費 ^{*8)} | 第〇回〇〇学会 〇〇セミナー: 〇〇円 |

C 原稿執筆料等

当社が医療機関等に依頼する講演、原稿執筆、コンサルティング等業務委託に関して医療機関等に支払う費用

- | | |
|----------------------------------|---|
| ・ 講師謝金 | 〇〇大学(〇〇病院) 〇〇科〇〇教授(部長): 〇〇件〇〇円 ^{*9)} |
| ・ 原稿執筆料・監修料 ^{*10)} | 〇〇大学(〇〇病院) 〇〇科〇〇教授(部長): 〇〇件〇〇円 |
| ・ コンサルティング等業務委託費 ^{*11)} | 〇〇大学(〇〇病院) 〇〇科〇〇教授(部長): 〇〇件〇〇円 |

D 情報提供関連費

医療機関等に対して医学・医療工学に関する情報を提供するための講演会、説明会等に関して当社が支出する費用

- ・ 講演会費 年間の件数・総額
- ・ 説明会費 年間の件数・総額
- ・ 医学・医療工学関連文献等提供費 年間の総額

E その他の費用

医療機関等に対する社会的儀礼としての接遇等の費用

- ・ 接遇等費用 年間の総額

以上

| | |
|------|--|
| *1) | 「医療機関等」とは、日本国内における ① 病院、診療所、介護老人保健施設、その他の医療を行う機関および医療関連研究機関等、 ② 学会、研究会、財団その他の医療関係団体、ならびに ③ 医師、歯科医師、看護師その他の医療従事者をいう 「医療関連研究機関等」とは、大学、病院、国公立研究所(独立行政法人の研究所を含む)等をいう |
| *2) | 「年度」とは、当年4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう |
| *3) | 「GCP 省令」(Good Clinical Practice)とは、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成 17 年 3 月 23 日厚生省令第 36 号)をいう |
| *4) | 「GVP 省令」(Good Vigilance Practice)とは、「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」(平成 16 年 9 月 22 日厚生労働省令第 135 号)をいう |
| *5) | 「奨学寄附金」とは、学術振興・研究助成を目的として提供する寄附金をいう |
| *6) | 「一般寄附金」とは、医療機関等の周年事業その他の事業運営の支援を目的として提供する寄附金をいう |
| *7) | 「学会寄附金」とは、学会等が主催する会合の支援を目的として提供する寄附金をいう |
| *8) | 「学会共催費」とは、学会等と共催する会合について当社が支出する会場費などの費用(講師謝金を除く)をいう |
| *9) | 必要経費(交通費、宿泊費等)は講師謝金に含めず、「D 情報提供関連費」に含める。 |
| *10) | 「原稿執筆料・監修料」とは、プロモーション資材等の原稿執筆・監修に係る費用(広告代理店や企画会社経由の費用も含む)をいう |
| *11) | 「コンサルティング等業務委託費」とは、研究・開発・マーケティングに関する指導・助言等の業務委託に係る費用をいう |